

令和7年度第5回出島処分場事業連絡調整協議会の概要

1 日時及び会場

- 令和8年3月24日（火）14:15～
- 広島港湾振興事務所大会議室（広島市南区出島二丁目34－7）

2 出席者

- 16名出席（1名欠席）

3 議事要旨

（1）議事

- 前回協議会の概要について
- モニター監視について
- 廃棄物の受入実績等について
- 処分場の維持管理状況等について
- 周辺環境の調査結果について
- 残余容量の算定方法の変更方法について
- 埋立計画について
- フレコン廃棄物投入方法の変更について
- 地域振興策の状況について

（2）回答要旨

【前回協議会の概要について】

（意見なし）

【モニター監視について】

（意見なし）

【廃棄物の受入実績等について】

- ・ マナー違反の内容について、具体的に教えて欲しい。
→ 目視検査のため車両の天蓋を開けてもらう必要があるが、天蓋が開かなかったことから、車両の整備不良としてマナー違反に計上した。

【処分場の維持管理状況等について】

（意見なし）

【周辺環境の調査結果について】

（意見なし）

【周辺環境の調査結果について】

(意見なし)

【残余容量の算定方法の変更について】

【埋立計画について】

- これまで処分場の埋立容量を 190 万 m³としていたが、この容量を確保するために想定していた位置よりも高く廃棄物を埋立てるのか。
 - 廃棄物の埋立高さは決まっており、その高さに達した際には廃棄物の埋立てを終了する。
- 超音波等による残余容量の測定は浮遊物などの影響を受ける上、今後受入れる廃棄物の性状が不明確であることから議論のしようがない。議論の目的や判断基準を明確にして欲しい。
 - 今回の測量は、投入台船の運航に支障が生じないよう水深の把握を目的として実施したものであるが、その結果については協議会で示すべきであると判断し、報告した。

処分場の地盤の沈下速度や埋立容量等の見通しについては、専門家の意見を聴きながら来年度の協議会において報告する。

- 次に設置する公共関与処分場を決めておけば、実際の埋立容量に関わらず、延長した地元との協定期間をもって出島処分場事業を終了することができるのではないか。

事業期間が長期に及ぶことは望んでおらず、事業終了時期や次に設置する公共関与処分場を示して欲しい。

- 県内で発生する廃棄物の処分について、民間事業者が設置する管理型最終処分場で足りるのであれば、次の公共関与処分場を設置する必要はないと考えている。

県では廃棄物の発生量や埋立量等について定期的に調査を実施しており、今後の予測を含む廃棄物埋立量の推移や民間事業者による管理型最終処分場の設置状況等を考慮し、公共関与処分場の在り方を検討する。

【フレコン廃棄物投入方法の変更について】

(意見なし)

【地域振興策の状況について】

(意見なし)

※ 担当事務局

広島県環境県民局産業廃棄物対策課

TEL : 082-513-2964 (ダイヤルイン)